

# 報 道 資 料

平成 2 9 年 3 月 2 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 1 9 1 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 2 2 5 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 2 9 年 3 月 1 日
- ◎ 実 施 機 関：総務部 知事公室 秘書課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：・行幸啓第 1 日 1 1 月 1 5 日（土）御順路図・行幸啓第 2 日 1 1 月 1 6 日（日）御順路図・行幸啓第 3 日 1 1 月 1 7 日（月）御順路図
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不 開 示 部 分：行幸啓御順路図のうち、地図の部分
  - 不 開 示 理 由：条例第 7 条第 4 号に該当  
公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認める情報が含まれているため  
具体的には、当該行幸啓御順路図は、国土地理院標準地図を使用し、日ごとのお道筋（車列移動経路）を朱書き表示したものであり、この地図を公にすることにより、今後の皇室御来県において同じ箇所を訪問する場合に、お道筋が類推され、テロ等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認めるものである。  
条例第 7 条第 6 号に該当  
本県への行幸啓に関する情報であって、公にすることにより、今後の皇室御来県において同じ箇所を訪問する場合に、お道筋が類推され、行程の安全の確保及び御日程の円滑な進行に支障を及ぼすおそれがあるため

#### ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

#### ◎ 判 断 理 由：

##### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 2 6 年 1 1 月 1 5 日から同月 1 7 日にかけて実施された行幸啓に係る順路図である。

行幸啓が実施されるに当たっては、宮内庁、警察本部及び訪問先の自治体等が連携し、行程の安全の確保及び日程の円滑な進行を図ることとされ、本件開示請求に係る行幸啓は訪問先が奈良県であることから、実施機関は、奈良県警察本部と協議の上、本件行政文書を作成したものである。

当該順路図には、当該行幸啓の訪問先の位置及び訪問先の間における関係車両の車列による移動の経路が地図上に示され、訪問先の名称が一覧表で記載されている。

##### 2 条例第 7 条第 4 号該当性について

条例第 7 条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報について、条例第 7 条第 4 号に該当するとしているので、以下検討する。

行幸啓における要人の移動に際しては、テロ等の犯罪行為の標的とされることが想定されるところである。実施機関の説明によると、移動の経路については、警備上の観点から重要であることから、実施機関が奈良県警察本部と協議の上、行幸啓の実施主体である宮内庁の承認を得て決定されるところとあり、行幸啓の円滑な実施のため、宮内庁、奈良県警察本部及び実施機関において、情報の統一的な取扱いがなされているものと考えられる。

これらのことから、行幸啓における移動の経路が、テロ等の犯罪行為を企図する者に事前に知られるところとなれば、その実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないところである。

本件不開示情報に係る行幸啓は、本件開示請求の時点において既に終了しているが、この点について実施機関は、本件不開示情報を公にすることにより、今後、奈良県を訪問先として行幸啓が実施された場合に、移動の経路が類推され、テロ等の犯罪行為の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

今後の行幸啓における移動の経路が類推されるか否かについては、奈良県における過去の行幸啓の実施状況によるところであるが、近年の行幸啓の実施回数及び同じ箇所の訪問回数等を勘案すると、本件不開

示情報から今後の行幸啓における移動の経路が類推されるおそれがあることは否定できない。

一方、異議申立人は、本件開示請求に係る行幸啓については、移動の経路が示された報道のしおりが報道関係者に対し配布されていること、公道を車列で移動したものであること及び交通規制のお知らせが奈良県警察本部のホームページで公表されていることを理由に、本件不開示情報は既に公にされており、不開示とする理由はないという趣旨の主張をしている。

報道のしおりについては、当審査会が実施機関から提示を受け、これを見分したところ、一冊ずつ番号が付され、その掲載情報は発表事項ではない旨の記載及び取扱いに注意を促す記載が認められた。実施機関の説明によると、報道のしおりは、特定の報道機関に限定して配付されたものであり、また、これまでも報道機関において適切に取り扱われてきたとのことである。このような状況を勘案すると、報道のしおりの配付をもって、移動の経路が公にされたものとは認められない。

次に、公道を車列で移動したという点については、沿道の者にとっては、その地点が順路に含まれることは了知できるものの、車列の通過順路や特定地点の通過時間等を網羅的に把握することは極めて困難であり、これをもって、移動の経路が公にされたものとは認められない。

さらに、交通規制のお知らせについては、当審査会がこれを見分したところ、本件開示請求に係る行幸啓に伴い、車両通行止め、駐車禁止、歩行者横断禁止等の交通規制が行われる日時及び路線が示されていることが認められた。しかし、当該交通規制のお知らせにより移動に用いられると考えられる公道が特定されるものの、移動の方向は示されておらず、これをもって、移動の経路が公にされたものとは認められない。

したがって、異議申立人の上記の主張は当たらない。

以上のことから、本件不開示情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成27年	2月24日		
② 決定	平成27年	4月22日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成27年	5月18日		
④ 諮問	平成27年	6月1日		
⑤ 経過	平成28年	12月2日	第201回審査会	審議
	平成29年	1月16日	第202回審査会	審議
	平成29年	1月31日	第203回審査会	審議
	平成29年	2月20日	第204回審査会	審議